

2012年12月定例会

議案質疑 124号・126号・129号・136号・139号・151号

○22番（櫻井 周）（登壇） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質疑をさせていただきます。

まず第1に、不適切な事務の執行に関して、議案第124号、平成24年度伊丹市一般会計補正予算（第4号）のうち、特に予防接種事業の項目、それから議案第126号、平成24年度伊丹市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、それから議案第151号、市長等の給与に関する条例の特例に関する条例の制定についてについて質問させていただきます。

昨年12月の定例会におきまして専決処分がございました。これは伊丹市の特定優良賃貸住宅、いわゆる特優賃とそれから国土交通省の公的賃貸住宅家賃低廉化事業との関連において発生した事務の事務ミスによる交付金還付加算金についての質疑でございました。

この私の質問に対して、当時の健康福祉部長であった増田部長から、今回のこのような事案が生じたことを重く重く受けとめ、当該補助事業に限らず、補助対象要綱等の熟知のための課内研修や定期的な打ち合わせをこれまで以上に綿密に行い、これに加えて上長のチェック体制の確立を図り、再発防止に努めてまいりますというふうに答弁をいただきました。

また、当時の総務部長からは、適正な事務処理の遂行につきまして、これまでも新規採用時におきまして事務処理の基本を、また管理職昇任時におきましては事務の進行管理等について研修を行ってきたところであります。今回の事態を踏まえ、このようなことが発生することのないよう、同様の補助金対象事業につきまして、その適切なチェック体制の確保について周知徹底を図っていたところでありますが、今後、研修等の場を通じて、さらに徹底を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げますというふうな答弁をいただいております。このときにはなかなか、まあ理解させていただいたところではございますけれども、今般またさまざまな事務ミスが発見されておるところでございます。

今回のこの一般会計の補正予算においては、予防接種事業で予算計上に誤りがあり、今般、補正予算として再度計上されていると、追加的に計上されていると。それから介護事業特別会計において財政調整交付金の諸計数に誤りがあり、今般その分が補正予算として上がっているということでございます。

これらの予算編成は、昨年12月の定例会のころに予算編成が行われたものというふうに思いますけれども、当時は今の総務部長の増田部長が健康福祉部長に在任中だったということで、今は総務部長、当時は健康福祉部長ということで、二重に関連しているということで、改めて質問させていただくところでございますけれども、当時、増田部長は再発防止に努めるというふうに御答弁いただきましたにもかかわらず、再発してしまったということはなぜなのかというところについて、改めて答弁をいただきますようお願いいたします。

また、この担当職員の事務ミスというのがいろいろ起きておりますけれども、本当に事

2012年12月定例会

議案質疑 124号・126号・129号・136号・139号・151号

務ミスというのは、ゼロにはなかなかならないとは思いますが、もっともっと減らしていかなきゃいけないと。本当に業務内容を100%理解した上で進めているのかどうか、何となくわかったつもりで進めているのではないかというふうにも感じるところでございますし、またこれ、上がってきたものを部長クラスで一々全部チェックをするというわけにはいかないと、その意味で増田部長にどうなのかというふうにして問い詰めるのもちょっと酷なような気もしますが、ただ、やっぱり部内の管理体制としまして、課長がしっかりとチェックをする、室長もポイントを押さえながらチェックをするということをきちっとやっていかなきゃいけない。課長なり室長がチェックをするときの勘どころといいますか、どこを外したらまずくなるかというようなりリスク察知能力というのが欠けているのではないかというふうにも思います。

そこでお尋ねいたします。再発防止のためはどのような対策を講じる予定でございますでしょうか。これまでの再発防止策が必ずしも十分に効果を上げてないということを踏まえて、御見解をお聞かせください。

次に、議案第129号、伊丹市債権の管理に関する条例の制定についてお尋ねいたします。

まず、債権の名寄せと一括管理についてお尋ねをいたします。

実はこの質問は、9月定例会におきまして相崎佐和子議員が質問されております。この質問に対して、財政基盤部長の答弁といたしまして、一層の効率的な滞納処分を実施するためには、将来的には、統括されたオペレーションのもとで実践能力を備えた職員を一括して配置する専門的な組織も必要となってくる。それから、私法上の債権同士を一括化することは可能と考えており、まずは私法上の債権を担当する職員が必要とする法令上の知識や訴訟実務につきまして取得することを優先させた上で、組織のあり方等につきましては、人事当局と相談してまいりたいというような答弁をいただいております。

これについて、今回の提案いただいている債権管理条例では、強制徴収公債権の一元化、また非強制徴収の公債権と、それから私債権の名寄せは、特には規定はされておられません。

そこでお伺いいたします。総務部長におかれましては、財政基盤部長から、9月定例会の相崎議員への答弁にありましたとおり、債権の一括管理を実現していくための人材育成や組織のあり方などについて相談を受けたものと思いますが、その後の進捗状況はいかがでございますか。既に3カ月経過しておりますので、相当の進捗があったものというふうに思いますので、御説明よろしくお願いたします。

また、今回の提案の債権管理条例では一般会計と特別会計を対象としておりまして、公営企業は対象外というふうになっております。一般論としましては、債権は一括管理をしたほうが効率よく徴収できるというふうにも考えますが、今回は公営企業会計は除外されておること、お尋ねしようと思いますが、昨日の相崎佐和子議員の質問の中で、既に水道事業、それから下水についてはお答えいただいておりますので、病院の事業につ

2012年12月定例会

議案質疑 124号・126号・129号・136号・139号・151号

いてお尋ねをいたします。一般会計等においては、債権管理体制が整備されつつありますが、こうした状況にかんがみ、病院事業においてどのように債権管理と滞納処分を行われますでしょうか。

次に、議案第136号、伊丹市駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてお尋ねをいたします。

今回は、伊丹市都市整備公社が所有していたJR伊丹駅前の駐車場とそれからアリオ地下駐車場について、伊丹市の直営の駐車場とするということでございますが、会計の管理方法については、特に定めがございません。

そこでお尋ねいたします。今般取得するアリオ地下駐車場とJR伊丹駅前駐車場についてどのような会計管理をするのでしょうか。宮ノ前地下駐車場と一体とした特別会計で管理されるということなのでしょうか。

このアリオ地下駐車場とJR伊丹駅前駐車場は、一般に黒字経営だというふうに報告を受けております。一方で、宮ノ前地下駐車場は、当初の建設コストがかさんだこともあり、約6億円の累積赤字を抱えております。これを駐車場会計ともし一体化して管理することになりますと、それぞれの駐車場の会計実態が不明確になってしまうのではないかとというふうにも心配いたします。すなわちJR伊丹駅前駐車場とアリオ地下駐車場の黒字と宮ノ前地下駐車場の累積赤字が合算されることで経営の実態がわからなくなるのではないかとというふうに心配するところではございますが、会計管理に当たっての市当局の考え方をお聞かせください。

最後に、議案139号の権利放棄についてお尋ねをいたします。

これは土地開発公社の解散に伴う権利の放棄ということでございますけれども、この土地開発公社に関連しましては、これまで6月の定例会でも、大きな借金を結局背負うことになってしまったと、市の一般財源で大きなお金を投入しなければならない事態になったということで、しっかりと教訓を得なければいけないというようなことで取り上げさせていただきまして、今回、解散するに至ったということでございまして、その後の様子について幾つかお尋ねをいたします。

まず、今般、いわゆる第三セクター債を発行することになりましたけれども、この三セク債発行による金利負担の低減効果についてお尋ねをいたします。

土地開発公社は財政的に厳しい状況、いわゆる債務超過に陥った状態ですから、貸し手の銀行から見れば、銀行の中で決裁を回していくに当たっても、債務超過の組織にお金を貸すときには、当然相当なプレミアムの金利を上乗せするということになって、割高な金利になってしまうというふうに考えられます。今回は、信用力の低い土地開発公社にかわって信用力の高い伊丹市が資金調達、地方自治体が直接資金調達を行うということで、金利の低減効果があったものというふうに考えております。

そこでお尋ねをいたします。土地開発公社を解散しなかったケースに比べて、土地開発公社を解散して第三セクター債の発行による資金調達では、幾ら金利負担を軽減すること

2012年12月定例会

議案質疑 124号・126号・129号・136号・139号・151号

ができたと計算されていますでしょうか。

次に、この土地開発公社をめぐる一般会計の負担でございますが、今回のこの第三セクター債の発行額が29億円というふうに聞いております。これ以外にもこれまで一般会計から土地開発公社へ利子補給などの補助金を繰り入れてきたことと思います。

そこでお尋ねいたします。これまで土地開発公社に対して一般会計から幾ら税金を投入してきましたでしょうか。

最後に、土地開発公社の歴史と反省についてお尋ねをいたします。

バブル期には、大体昭和60年から平成7年ごろには代替地として、事業用地だけでなく代替用地としてもたくさんの土地を保有し、その代替地の保有の面積が高どまりしているようでしたが、これらの代替地の保有状況について、塩漬けにされていた土地なのか、それとも本当に代替地が十分に活用されていたのかどうかについてまずお尋ねをいたします。

また、土地開発公社がその後も土地をたくさん保有し続けたことによって、一部には塩漬けになった土地もございましたけれども、そうしたことによって、民間利用が阻害されたといいますか、だれも使っていない状況がずっとしばらく続いたこととなります。こうしたことによる機会損失、市全体としての機会損失、それから税金という観点からしますと、都市計画税や固定資産税などの税收機会も逃してしまったということがございます。それからまた、事業用地として最終的に市が取得する場合であっても、長い間塩漬けにされてる間に金利分を上乗せして、割高な実勢価格というふうになってしまったのではないかというふうに思いますけれども、こうした土地開発公社をめぐる諸問題について、どのような教訓を得て、今後その教訓をどのように生かしていくのかお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（吉井健二） 増田総務部長。

○番外（総務部長増田 平）（登壇） 私からは、議案第124号、126号及び151号に関連しての事務処理の適正な執行管理に向けた取り組みについての御質問と、議案第129号に関連しての債権管理に係る人材育成と組織のあり方に関する御質問にお答えいたします。

議員から御指摘がありましたように、昨年12月議会におきまして、私は、健康福祉部長として、今後、同じようなことが起こらないよう、再発防止に努めると御答弁申し上げました。それにもかかわらず、再発しておるのではないかというおしかりをいただいているものと思います。そのことに関しましては、全く弁明の余地はございません。

「過ちを宥すに大とするなく、故を刑するに小とするなし」という中国の言葉がございます。これは、過失はなるべく許してやり、故意は罪が小さくても見逃してはならないといった意味でございます。御指摘いただいている不適切な事務処理は、過失だから許してくれと申し上げているのではございません。過失も一度だからこそ過ちと言えるのであって、二度、三度となりますと、過ちといえども、故意に近づきます。私はそういう思いで再発

2012年12月定例会

議案質疑 124号・126号・129号・136号・139号・151号

防止に努めてまいりました。が、しかしながら、その後におきましても、今回御指摘の事案も含め、チェック漏れ等による、適正さを欠く事務処理事案が発生をいたしました。こうした状況を重く受けとめまして、市長の指示のもと、副市長を中心として事務処理について全庁的に徹底した調査を行い、その分析を踏まえ、今後の再発防止に向けた改善策も含め、報告書として取りまとめたところでございます。

事務処理ミスにつきましては、先日の一般質問でもお答えいたしましたとおり、人為的なミス、個人のミスというのは、いかなる研修、あるいは指導によっても、完全になくすということは非常に困難であると考えております。しかし、個人のミスは避けられないといたしましても、それが組織としてのミスにならないよう、取り組まなければなりません。昨年度より実施しておりますコンプライアンス研修におきましても、民間企業で法務担当の要職を歴任されたリスクコントロールアドバイザーの方に講師をお願いしておりますが、その研修におきましても、事務処理ミスを防止する最も基本となる部分は業務プロセスの明確化であるが、ヒューマンエラーは必ず発生する。よって、リスクマネジメントが肝要であるというふうにされております。

市民ニーズの多様化に伴いまして、行政事務が複雑化する一方、限られた職員で事務処理を行う必要もあり、実態として特定の職員が1人で最初から最後まで事務処理を行うことが多くなっております。こうしたことがミスの早期発見の阻害要因になっているものと考えております。

また、リスクマネジメント、リスクコントロールが重要であるゆえんとして、初めはささいなミスであっても、職場における上司と部下の日常的なコミュニケーションの不足、さらには、パワーハラスメント的な言動などが職員のミスを隠ぺいしようとする行動を誘発し、それによる発見のおくれが大きなミスにつながることも分析されております。

こうした視点から、本市におきましても、先般、取りまとめた報告書におきまして、改善策として工程表に掲げておりますが、団塊の世代の退職により、近年ふえております経験年数の浅い担当職員につきましては、各種スキルを身につけるための研修の実施と財務会計事務の手引きや文書取り扱いマニュアルの改定などを行うことにより、事務処理手順の徹底を図ります。

また、管理監督者につきましては、実践型の能力開発プログラムの導入を行い、議員御指摘のチェックする力やリスクマネジメント能力の向上を図ります。さらに、コミュニケーション不足によるミス発見のおくれを防止するため、職場における所属長による定例的なミーティングの実施や内部通報制度の周知徹底を図ってまいります。これらのより具体的かつ実践的な改善策により、事務処理ミスの防止に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、債権管理に係る人材育成及び組織のあり方についてでございますが、人材育成につきましては、人材育成計画におきまして、各職場に固有の専門性の高い研修は、それぞれの職場での対応を中心とし、人材育成部門は、その取り組みに関する手続や費用等を支

2012年12月定例会

議案質疑 124号・126号・129号・136号・139号・151号

援し、円滑に研修を開催できるように取り組むとしておりまして、こうした考え方のもと、昨年度の組織改正におきまして、財政基盤部を新たに設け、その事務分掌に債権管理に関する事項を追加し、当該担当職員について、自治大学校を初めとして、税務あるいは債権管理に関する外部研修に積極的に派遣するとともに、研修会の実施などにも取り組んでいくところでございます。

また、組織につきましては、債権管理担当部署を既に設置している自治体の例も参考にしつつ、検討しているところでございますが、現年分はそれぞれの部署が賦課から徴収までを一貫して担当し、いわゆる不良債権化したものを債権管理担当部署に移管するというのが一般的でございまして、こうしたシステムにより、原課は責任感と高いモチベーションを持って業務遂行に取り組み、結果として安易な不良債権の発生防止につながっているものと考えております。しかしながら、こうした原課の取り組みにもかかわらず、いわゆる不良債権化したものにつきましては、議員御指摘のように、一元化して管理することにより、組織的な事務が可能になるものと考えられます。

なお、この場合の担当部署は、債権の適正管理と訟務事務が中心となりますことから、そうしたことを前提とした組織のあり方について検討しているところでございます。

一方で、組織とは目的を達成するための集団でありまして、まずはその集団を構成する職員が目的達成のために必要な能力を身につけることが前提となりますことから、先ほど申し上げましたように、外部研修への派遣や日々の業務での実践による資質の向上に努めているところでございます。また、適正な債権の管理のためには、すべてを債権管理担当部署に任せることなく、各原課が所管する債権は、みずから責任を持って徴収するという意識の徹底も肝要であると考えております。現在は、研修や実践を通じて人材育成に取り組んでいるところでございますが、その進捗状況なども勘案しながら、債権管理を専門に所掌する組織のあり方について検討しているところでございますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉井健二） 中田病院事業管理者。

○番外（病院事業管理者中田精三）（登壇） 私からは、病院事業の債権管理に関する御質問についてお答えいたします。

病院事業における債権につきましては、診療費の個人負担分であり、平成17年11月21日、最高裁判所において、病院の診療は本質上私法関係であり、民法第170条第1号により、債権の消滅時効期間は3年と解すべきであるとの判決が下されております。

こうした私債権は、公債権とは異なり、債務者は不服申し立てができません。また、民法等の規定により、時効期間の経過と債務者の時効の援用によって消滅いたしますが、援用がなければ消滅することはございません。非強制徴収公債権と同様に、滞納処分が行えませんので、滞納債権の回収につきましては、支払い督促や訴えの提起等を通じて強制執行を行うこととなりますが、公債権とは違い、法令で調査権限が明確化されておらず、対象となる財産の調査の実効性が乏しいため、実際には強制執行が行えないことになりま

2012年12月定例会

議案質疑 124号・126号・129号・136号・139号・151号

す。

当院の債権管理につきましては、平成21年の第5回定例会において答弁いたしましたように、退院時の納付相談による分納処理や支払い誓約書の取りつけ、電話、書面による督促に努めております。その後、新たな取り組みとして、平成23年1月から弁護士法人へ回収業務の部分委託を始めました。これは費用対効果を考えたものであり、法の専門家である弁護士が行うことで効果が上がると判断し、費用に関しても、回収額の35%を委託費用としておりますので、回収額を上回る費用は発生いたしません。

実際の回収業務のスケジュールにつきましては、診療日の翌月に対象者のリストアップを行い、2カ月後に通知文書を発送し、お支払いの約束がいただけない方には、3カ月後に督促状、6カ月後に催告状を発送しています。1年を経過していまだお支払いの約束がいただけない方につきましては、弁護士に委託しております。

委託後の弁護士事務所のスケジュールにつきましては、最初に通知書を発送し、その通知書に記載された支払い期限が過ぎた日から7日間の間に電話連絡をいたします。連絡のとれなかった滞納者に対しまして2度目の通知書を発送いたします。このように繰り返して通知書を4回にわたり発送いたします。

弁護士法人に委託しております状況は、平成18年度から平成20年度での債権のうち、平成24年9月末までに48人、82件、金額では474万398円を委託しております。結果は、うち19人、45件で、委託金額の47%となる207万525円を回収いたしており、委託料は79万2063円となっております。平成24年10月以降には、平成21年度と平成22年度の新たな案件で505人、917件、1529万4301円を委託しております。

次に、こうした債権管理とは別に、会計上の処理といたしましては、地方公営企業法施行令第11条により、費用の年度所属は発生主義による会計処理を行うことが義務づけられており、また、同施行令第9条第4項では会計事実の明瞭な表示がうたわれ、第6項では、財政に不利な影響を及ぼす事態に備えるため、保守主義の原則が採用されております。

時効期間を経過して回収の可能性の極めて低い資産を貸借対照表から控除することは、これらの原則とも整合がとられており、会計上の不納欠損処理は、債権の消滅の前提条件である時効完成の事実が生じた時点において行っております。しかしながら、債権管理上は、時効の援用のない債権は放棄せず、別途管理し、後日、債務者から診療費が支払われた場合は、雑収入で収納することといたしております。

いずれにいたしましても、未収金対策として最も効果がございますのは、その発生を防止することです。そのため、平成18年度から専属職員を配置し、入院患者さんに対して高額療養費の現物支給の紹介や出産育児一時金直接支払い制度をお勧めし、窓口での支払い額を低減することで、未収金につながらないように努めております。また、緊急入院患者さんの中には生活困窮者の方もおられますことから、入院当初から各種制度の案内を行っております。今後とも、こうした発生防止を中心とした未収金対策に努め、適

2012年12月定例会

議案質疑 124号・126号・129号・136号・139号・151号

切な債権管理を行ってまいりたいと考えております。

○議長（吉井健二） 寺田都市基盤部長。

○番外（都市基盤部長寺田茂晴）（登壇） 私からは、議案第136号、伊丹市立駐車場条例の一部を改正する条例の制定及び議案第139号の権利の放棄に係る御質問にお答えをいたします。

まず、伊丹市立駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、今回、平成24年度末で解散が予定されております財団法人伊丹市都市整備公社が所有をしておりますアリオ地下駐車場及びJR伊丹駅前駐車場の2つの駐車場につきまして、伊丹市が取得し、平成25年4月1日から市において管理を行うため、これまで伊丹市立駐車場条例で規定しておりました伊丹市立伊丹市役所内駐車場と伊丹市立宮ノ前地区地下駐車場に、新たに伊丹市立アリオ地下駐車場と伊丹市立JR伊丹駅前駐車場を加え、それぞれ規定整備を行おうとするものでございます。

お尋ねの3つの駐車場の管理に対する会計方式につきましては、今回新たに管理いたしますアリオ地下駐車場とJR伊丹駅前駐車場の管理運営を効率的に行うため、現在、私どもが所管をいたしております宮ノ前地区地下駐車場とあわせ、平成25年度より1つの特別会計により処理を行う方向で作業を進めているところでございます。これら3つの駐車場の運営につきましては、それぞれの収支状況ができる限り明確にできるよう、表記の方法も含めて検討し、事業運営を行ってまいりたいと考えております。

次に、議案第139号、権利の放棄についての御質問のうち、土地開発公社の歴史と反省についての御質問にお答えをします。

まず、昭和60年から平成7年に土地開発公社の代替地の実態はどうなっていたのかとの御質問についてでございますが、土地開発公社は、市の依頼によりまして先行取得した事業地と事業地の所有者等に対して、その土地にかわる用地として譲渡するために取得した代替地を保有しておりました。この代替地は、権利者の要請などによって必要となるものでございますが、土地神話のあったこの当時、事業地の円滑な買収を図るためには不可欠なものとして、必要に応じて取得をされたものでございます。

議員お尋ねの期間ごとの代替地の取得・処分の面積を申し上げますと、昭和60年度には約0.5ヘクタールの代替地を取得し、約0.8ヘクタールを処分、その結果、年度末には約2.7ヘクタールを保有しておりました。また、平成3年度には約1.8ヘクタールを取得し、約0.3ヘクタールを処分、年度末には約5ヘクタールの保有となっており、平成7年度には約0.1ヘクタールの取得、約0.8ヘクタールの処分を行い、平成7年度末では約3.7ヘクタールの保有となっております。

その当時、本市では中心市街地における再開発事業や道路整備などのハード整備を積極的に実施しておりました時期でもあり、市に買い戻される事業地とあわせて代替地の保有も多くなっておりました。

また、代替地が塩漬けになっていたのではないかと御質問についてでございますが、

2012年12月定例会

議案質疑 124号・126号・129号・136号・139号・151号

バブル経済の崩壊により地価が下落傾向となり、土地開発公社では、平成5年12月より他都市の土地開発公社に先駆けて保有地のあり方について検討を行い、平成6年度より順次保有地の公募売却などを進め、積極的に健全化に取り組んできたところでございます。その結果、御案内のとおり、平成23年度末には、保有地につきましては、約0.6ヘクタールまで圧縮することとなったところでございます。

保有地を処分し、借入金の繰り上げ償還を行うことで金利負担の軽減に努めてまいりましたが、取得から処分までに長期間を要した保有地もあり、その保有地に係る多額の金利負担や地価の下落による影響などから累積欠損金を累増させる結果となったことは否めないものと考えております。

次に、土地開発公社が土地を保有したことで民間利用が阻害されたこと、固定資産税などの税収が逸失したことについてのお尋ねについてでございますが、本来、土地開発公社は、市の事業を円滑に進めるため、事業地などを先行取得してきたもので、市が早期に買い戻し、土地を有効に活用することが前提となっていたところでございます。しかし、長引く景気低迷の影響などから、市としても事業の延期や廃止などの事業計画の見直しを余儀なくされ、市として買い戻しすることができず、また、土地を有効に活用する方策も見出せず、長期にわたり保有することとなったものでございます。

一部の保有地については、時間貸し駐車場などにより収益を上げてまいりましたが、市の事業として活用しなくなった土地については、売却処分を含めた有効な活用方法を決定する時期を逸したことで、さきにも述べましたように、結果的に保有地に係る金利負担等の軽減を図ることができなかつたところでもございます。今後は、これまで土地開発公社が担ってまいりました事業地の先行取得は行うことのないよう、今回の土地開発公社が歩んでまいりました経緯や解散等も踏まえ、これらを教訓に事業の進捗状況を見きわめ、土地の取得はもとより、土地の保有につきましても、適切に対処してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（吉井健二） 平寄財政基盤部長。

○番外（財政基盤部長平寄正俊）（登壇） 私から、議案第139号、権利の放棄についてに関します財政上の2点の御質問にお答えを申し上げます。

まず、土地開発公社の解散に伴います第三セクター等改革推進債発行による資金調達での金利負担の低減効果についての御質問にお答えを申し上げます。

平成24年1月にお示しをいたしました土地開発公社解散プランにおきましては、第三セクター等改革推進債を活用した土地開発公社解散の場合では、土地開発公社を15年間存続しながら、一般会計からの補助により長期借入金残高の39億円に上る債務を弁済した場合に比べ、借入利率の低下による利息の差、借りかえ手数料がなくなるメリット、特別交付税措置等で約5億1000万円の定量的効果を見込んでお示しをしてお示しをいたしましたところでございます。

土地開発公社の決算見込みから精査をいたしました最終的な長期借入金残高見込みから

2012年12月定例会

議案質疑 124号・126号・129号・136号・139号・151号

発行総額は32億8050万円となり、あわせて兵庫県知事から償還年限を10年として第三セクター等改革推進債が許可されたことから、去る11月8日、15の金融機関に対しまして、当該地方債発行に係るIR説明会、これはインベスター・リレーションズ、投資家向け経営状況・財務状況等情報発信活動と訳されておりますが、これを実施いたしまして、第三セクター等改革推進債は、建設改良に充てる普通建設事業債とは異なる赤字債であることから、市財政の健全性と市の行財政改革の取り組み状況を初めて実施をいたしたところでございます。最終的に11月26日付で利率と貸付額を提示するコンベンショナル方式による見積もり合わせを実施し、借入利率0.311%で全額引き受けとなったところでございます。

なお、当日の金融機関が市場から資金を調達するレートであるTSR、これは東京スワップレファレンスレートと言われておりますが、これが0.761%であったことから、市場金利より45ベーシスポイント低い、低利な借入れが実現いたしております。これはIR説明会による積極的な情報開示の効果であったと分析をいたしております。このような取り組みは、市場公募債を発行していない私ども一般市におきましては全国的にも極めて珍しいものとして、報道機関におきましても取り上げられたところでございます。

この結果、土地開発公社の解散に伴います定量的評価は約7億9200万円、割引現在価値換算にいたしまして約6億5500万円になるものと試算をいたしているところでございます。今後も、事務事業の見直しによる歳出の削減と債権管理による歳入の確保等にあわせまして、このような取り組みにより、金利負担の低減につきましても、行財政改革の一環として取り組んでまいりたいと考えております。

次に、一般会計から土地開発公社に税金をどの程度投入したのかとのお尋ねにお答えを申し上げます。

土地開発公社解散プランでお示しいたしておりますとおり、平成17年度に新経理基準が導入され、保有地の時価評価に伴います評価額を計上することになり、累積欠損金が32億9000万円になったところでございます。そのため、当時の市行財政運営改善計画や土地開発公社経営健全化計画に沿って利子補給や決算剰余金の一部を活用して、平成17年度から支援措置を講じてきたところでございます。平成17年度から平成24年度までの間に、土地開発公社に対し、一般会計から支出した補助金の合計額は18億3381万9000円となっております。

○議長（吉井健二） 櫻井議員。

○22番（櫻井 周）（登壇） 2回目は時間次第でございますが、もし時間が残ってれば、質問をさせていただきたいと思っております。

質問の前に、まず私の意見と要望をさせていただきたいと思っております。

債権管理につきましては、先ほどの総務部長の答弁の中で、専門部門を設けるという方向で、設けることについて、組織のあり方について検討しているという御答弁をいただきました。この検討しているという言葉は、役所用語ではやらないという意味でもあること

2012年12月定例会

議案質疑 124号・126号・129号・136号・139号・151号

が多いのですけれども、今回の場合についてはそうではなくて、専門部署を設ける方向で進めているというふうに理解しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、病院につきましてでございますが、やるべきことは既にもうどんどん取り組んでいるということで、大変心強く思っているところでございます。この病院につきましては、藤原市長が就任された折には大変厳しい状況であったと。藤原市長と中田病院事業管理者、二人三脚で病院の改革に取り組んで、すばらしい成果を上げているというふうにも思います。

先ほど保田憲司議員から伊丹ブランドということの質問がございましたけれども、やっぱり伊丹のブランドとして伊丹病院というのが確立していくんではないかというふうにも期待しております。今は伊丹といえば伊丹空港のあるところかというふうに言われますけれども、これからは伊丹といえば伊丹病院のあるところかというふうに言ってもらえるように、ますますの発展をよろしくお願ひしたいと思いますし、私も議員としてしっかりとお支え申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、土地開発公社に関連する質問でございますが、金利負担の軽減効果、約8億円ということで、非常に大きいなというふうに感じました。このように銀行借入れについていろいろ工夫をされた財政基盤部長を初めとする職員の皆様の健闘といいますか、御努力に敬意を表するところでございます。

ただ、もう少し速やかにやっていたらもっとこの金利負担軽減効果が大きくなったのかなというふうにも思いますけれども、それは済んだことですので、それ以上言わないこととしまして、ただ、8億円弱の効果って非常に大きいということで、9月定例会でも話題になりました中学校給食というのもこれで実現できるのではないかというふうにもちょっと思ったところではございますが、もちろんこの8億円の使い道については、予算審議等を通じて今後検討されることというふうに思います。

一方で、土地開発公社の教訓ということでございますけれども、この保有地のあり方については、平成、何年だ、1993年の12月に検討がされたということでございます。これはまさに松下市長就任直後から取り組まれておったということで、松下市長、それから藤原市長、20年間かけて取り組んできた、まさに日本のこの失われた20年、機を逸する大変な重荷になっていたのかなというふうにも思うところでございますので、教訓の内容についてはあれこれ申し上げませんが、この20年、失われた20年をしっかりと踏まえて、今後の市政運営をよろしくお願いいたします。

最後に、事務処理ミスに関連することについて、あと5分しか残ってないので、お尋ねできるかどうかちょっとわかりませんが、私の感触といたしまして、問題点の所在の一つとして経験年数ということを上げてらっしゃいましたけれども、これ、経験年数というよりは、もしかしたら、部長、今いらっしゃる方々と、それから今、担当レベルで働いている方々との時代環境の違いというのも大きくあるのではないかと。

多分、部長年時の方が伊丹市役所に入られたころは、まだコンピューターなどなく、書

2012年12月定例会

議案質疑 124号・126号・129号・136号・139号・151号

類はすべて手書きでやっていると。手書きでやっているので、前の年と同じような稟議書をつくるに当たっても、一々前のやつを見ながら、考えながら一つ一つ丁寧にやると。ところが、今の時代ですと、前の年のやつがコンピューターにデータファイルとして残ってるわけですね。その数字だけ、23年度のところを24年度にちょちょっとこう、23というのを24に変えるだけでおおよそ何か稟議書ができ上がってしまうというふうになると、何となくもうちょっちょっちょっ小手先だけで何か仕事が終わったような気になってしまうことも可能な時代になってしまっている。それがゆえに、中身をじっくりと見ることがないまま過ぎてしまう。

逆に今、職員の数も減ってしまって、なかなかそれをじっくりと改めて取り組むと、本当は最初に自分が担当したときに、一番最初にやるときに、じっくりと考えて、時間がかかっても、これがどういう目的の予算なり事業なりであって、それが自分を通り過ぎた後どういうふうになっていくのかという全体像を把握しながら、その上で自分がここで何を最低限しなきゃいけないのか、さらにどれだけ付加価値をつけられるのかということを考え、昔は多分そういう時間的ゆとり、稟議書を写しながらそういうこともちょっとは頭を働かせながらできたのではないかというふうにも思うんですけども、今の時代、なかなかそれができていない、できない、やらない、そんな状況になってしまっていることが一つの原因になっているのではないかというふうにも思います。

また、昔は飲みニケーションなどと言われるように、ある種ウエットな人間関係があったところが、今はドライな人間関係になってしまっていると。それ自体はもう時代の変化といいますか、それは社会の変化でもありますから、それをいきなり時計の針を逆戻しにするということはなかなかできないことでもありますから、この時代環境の中においてどうすべきかということを考えていくべきではないのかというふうにも思います。

そういう意味で、教育長は今議会でも初登場ながらいろいろ熱い議論を喚起されて、中にはちょっと暴走ぎみかなというふうに私感じるところもございましたけれども、しかし、そうした発言があればこそ、何をと言って反発することもあれば、ああ、そうだそうだというところもあって、いろいろこう、何ていうんですか、熱い思いが込み上げてくるというふうに思います。そうしたものを職員の間にも喚起させていくと。まさに木下教育長を見習ってといいますか、に学びつつ、皆さんもこの熱い気持ち、より情熱をぶつけていくような市政運営をやっていただければというふうに思います。

2分だけ残ってますので、もし何かあればよろしくお願ひいたします。

○議長（吉井健二） 増田総務部長。

○番外（総務部長増田 平）（登壇） 再度の御質問ではありますが、尽きるところは、我々に課せられた人材育成ではないかというふうに考えております。本市の人材育成の基本理念にありますように、集団均一ではなくて、個別多面へと発想転換した人材育成が必要だというふうに掲げております。

私、今年度の新人を前にしましても、また来年4月採用者の集合の研修を行った際にも

2012年12月定例会

議案質疑 124号・126号・129号・136号・139号・151号

申し上げましたが、我々、採用された際には、皆同じ人材として、貴重な伊丹市の人材として同じスタートラインに立ちます。ところが、いずれかの時点でこの人材の「材」という文字が財産の「財」という人材に変わる方と、存在の「在」という「在」に変わる方に分かれます。どうしてなのでしょう。これを私は考えてまいりたい。そして、発想転換した人材育成を模索しながら、これからもやってまいります。御支援お願いします。